

「令和8年度創造的イルミネーション事業における広報及び回遊促進等業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和8年度創造的イルミネーション事業における広報及び回遊促進等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 企業取組
 - (4) 提案内容
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 横浜市にぎわいスポーツ文化局総務部長
- 副委員長 横浜市にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略課長
- 委員 横浜市政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課長
横浜市にぎわいスポーツ文化局観光M I C E 振興課担当課長
横浜高速鉄道株式会社経営企画課長
公益財団法人横浜市観光協会総務部長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果をクリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という）に報告するものとする。
- 6 委員が欠席した場合は、その者を除いた委員の評価の合計得点を評価結果とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年4月3日から施行する。